伊豆市告示第100号

伊豆市授乳及びおむつ替え用テント等の貸与に関する要綱を次のとおり定める。 平成30年4月25日

伊豆市長 菊地 豊

伊豆市授乳及びおむつ替え用テント等の貸与に関する要綱

(目的)

第1条 この告示は、市内で開催されるイベントに、乳幼児の授乳及びおむつの交換を行うためのスペースとして、授乳、おむつ替え用テント及び付属品(以下「テント等」という。)をイベントを主催する者に対して貸与することにより、乳幼児を連れた保護者が安心してイベントに参加できる環境づくりを推進し、子育て支援に資することを目的とする。

(貸与の条件)

- 第2条 テント等の貸与は、次の各号に掲げる条件をいずれも満たすイベントの主催者にするものと する。
 - (1) 乳幼児を連れた保護者が参加できるものであること。
 - (2) 市内で開催されるものであること。
 - (3) 特定の政治、思想、宗教、営利の活動を目的としないものであること。
 - (4) 法令又は公序良俗に反しないものであること。

(貸与の申込み)

- 第3条 テント等の貸与を受けようとする者(以下「申込者」という。)は、伊豆市授乳及びおむつ替え用テント等貸与申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)にチラシその他の開催内容がわかる資料を添付し、市長に提出しなければならない。
- 2 申込者は、貸与を受けようとする日の7日前までに市長に申請書を提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(貸与の承認等)

- 第4条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、貸与の可否を決定し、伊豆市 授乳及びおむつ替え用テント等貸与承認書(様式第2号)又は伊豆市授乳及びおむつ替え用テント 等貸与不承認書(様式第3号)により申込者に通知するものとする。
- 2 貸与の希望期間が重複する複数の申込みがあった場合は、原則として申請書の提出を先にした者 に貸与するものとする。

(貸与の期間)

第5条 テント等の貸与期間は、イベントを開催する初日の3日前からイベントを開催する最終日の 翌日から起算して3日後までの期間とする。ただし、貸与が重複しない場合で、市長が認める場合 は、この限りでない。

(使用料)

第6条 テント等の貸与に係る使用料は、無料とする。

(借受け及び返却)

- 第7条 テント等の貸与の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、原則として使用者自らが市 長の指定する場所においてテント等の借受け及び返却をしなければならない。
- 2 使用者は、返却時にテント等に破損又は汚損等がないか十分確認しなければならない。 (貸与の承認の取消し)
- 第8条 市長は、使用者が偽りその他の不正の申請により承認を得たことが明らかになった場合は、 貸与の承認を取消すことができる。
- 2 市長は、前項の規定により貸与の承認を取消した場合は、伊豆市授乳及びおむつ替え用テント等 貸与承認取消書(様式第4号)により使用者に通知するものとする。

- 3 市長は、前2項の場合において、既にテント等の貸与を行っている場合は、返却を命じるものと し、使用者は直ちにこれに応じなければならない。
- 4 貸与の承認の取消しにより生じた損害については、市はその責任を負わない。 (原状回復)
- 第9条 使用者は、テント等を破損し、又は汚損した場合は、使用者の責任及び負担において、補修 その他の必要な処置を行い、原状に復さなければならない。
- 2 補修等が困難な状態まで破損し、又は汚損している場合、若しくはテント等の全部又は一部を紛失し、又は滅失した場合は、市長は使用者に対し実費弁償させることができる。 (市の責任)
- 第10条 テント等の使用において、使用者の責めにより使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、市はその責任を負わない。 (補則)
- 第11条 この告示に定めるもののほか、テント等の貸与について必要な事項は別に定める。 附 則
 - この告示は、公示の日から施行する。